

ニューヨークタイムズを契機としたインバウンド対応支援業務委託 仕様書

1 目的

アメリカの「ニューヨークタイムズ紙」が「2025年に行くべき52カ所」で富山が選ばれたことを契機に増加が見込まれるインバウンドに対応するため、富山市中心市街地※における飲食店（飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている事業者で、大企業やみなし大企業は除く。以下同じ。）のインバウンド対応を支援するもの。

※富山市中心市街地とは、富山市中心市街地活性化基本計画で定められた区域を指す。

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

3 業務内容

(1) 事務局の設置・運営

- ・受注者は事務局を設置し、本事業の趣旨に賛同する飲食店と県との連絡調整業務を行うこと。
- ・業務の進捗状況を毎月1回県に報告すること。
- ・適宜、県と協議して、議事録を作成し県に報告すること。

(2) セミナーの開催

メニューや看板等のインバウンド対応の必要性を飲食店に周知するため、委託期間内に2回以上、セミナーを企画し、実施すること。また、セミナーの内容・詳細は、県と協議のうえ決定するものとする。

ア 開催日程及び内容

- ・上期と下期に各1回以上実施すること。
- ・店内外のメニューや看板等の英語表記、アレルギーやベジタリアン等対応表示の重要性や実際の表示の仕方、効果的なインバウンド向け周知の方法など、飲食店がインバウンド対応を実施するうえで必要な情報を盛り込むこと。

イ 参加対象

- ・富山市中心市街地の飲食店を主な対象とする（県内飲食店の参加も可能）。
- ・参加者数は、各回30名程度とすること。

ウ 開催場所及び方法

- ・富山市中心市街地で実施すること。
- ・リアル及びオンラインのハイブリッド開催とすること。
- ・セミナーの内容は撮影を行い、後日、参加対象のうち希望者向けに動画のアーカイブ配信も行うこと。

エ 募集方法

- ・多くの飲食店が参加するよう、関係自治体や関連する組合等への働きかけを行うこと。（セミナーの募集チラシ等は県で作成予定）

オ セミナーの運營業務

- ・セミナーで使用する資料及びアンケート、セミナー時のシナリオ等を作成すること。本事業で使用する資料は、図や写真、イラストを活用し実際の事例を盛り込むなど分かりやすい内容とし、事前に県と協議の上、決定すること。
- ・セミナー当日の司会進行、説明を行うこと。
- ・その他、参加者の募集・取りまとめや当日の受付、アンケート集計等のセミナー開催に係る一切の運營業務を行うこと。

(3) メニューや看板等のインバウンド対応伴走支援

富山市中心市街地の飲食店のうち、インバウンド対応に意欲的な事業者（30程度）を対象に、メニューや看板等の英語表記、アレルギーやベジタリアン等対応表示に向けた伴走支援を実施すること。

伴走支援は各事業者の特性や組織体制、要望を考慮し柔軟に行うこと。また、適宜、メール・電話等による相談にも応じること。

ア メニューや看板等の英語表記への支援に関すること

- ・店舗名、各品目の写真、価格（消費税込みの表記とする。）、品目名（品目名のみを表示するときは、日本語の読みを単にローマ字等で表記するのではなく、外国人が料理の内容を理解できるように英訳すること。）、品目の説明及び調理法を原則とした掲載を促すこと。
- ・セットやコースメニューについては、全てが揃った写真を用い全体量が分かるようにすること。
- ・支援するメニューや看板等については、必ずネイティブチェック、スペルチェック及び校正を行うこと。

イ メニューや看板等のアレルギー・ベジタリアン等対応表示への支援に関すること。

- ・ベジタリアン等の類型や食事制限、ニーズなどを飲食店に正しく理解させること。
- ・飲食店の希望に合わせてアレルギー・ベジタリアン等表示に対応すること。
- ・アレルギー表示については、消費者庁「食物アレルギーコミュニケーションシート（英語版）」を意識したピクトグラムの併記を促すこと。
- ・ベジタリアン等については、肉、魚、卵、乳製品などをイメージで表示し、これらの使用の有無を視覚的に表現すること。

ウ 県補助事業への申請・実施に向けた支援

- ・飲食店が県の「持続可能な観光地域づくり支援事業費補助金」を活用し、メニューや看板等のインバウンド対応を実施できるよう申請から採択後の実施、実績報告書の作成まで事業者からの相談に随時応じること。

エ 支援期間

- ・(2)のセミナー後から令和8年2月28日（土）までとする。
- ・セミナー等の参加者にウの内容を説明し、申請受付期間及び実施報告期限を意識した支援を行うこと。

オ 支援対象事業者の募集・選定方法

- ・(2)のセミナー参加者を対象に募集を行うこと。また、申込者に対し、具体的な支援希望内容をヒアリングすること。
- ・支援対象事業者は、県と受託者が協議のうえ、決定する。

(4) 当該業務の調査・分析

当該業務の効果をアンケート調査・分析すること。なお、詳細は県と協議の上決定するものとする。

(5) 横展開の実施

今後の横展開に向けて、県内飲食店の参考となるよう、インバウンド対応の取組を紹介する事例集を作成すること。

4 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

- ・業務完了報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）
- ・その他事業の成果が分かる資料等（紙媒体1部、電子媒体があれば1部）
- ・その他富山県が必要と認める資料等

5 その他

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら作業を進めるものとし、方法、順序等についてあらかじめ委託者の承認を得るものとする。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 本業務における成果品等は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用、流用してはならない。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告求めることがある。
- (6) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (7) 県の入込客数、滞在時間の延長など観光消費額の増加に繋がる内容とすること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結する。なおこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。